

## 狩猟税額一覧表

狩猟免許の種類	申請区分	通常税額		1年以内に有害鳥獣捕獲許可を受け 従事した者※1		対象鳥獣捕獲員 ※2		認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 ※3		備考
		税率区分	税額	税率区分	税額	税率区分	税額	税率区分	税額	
網猟 又は わな猟	県民税の所得割額の納付を要する人	条例 第165条 第1項 第3号	8,200円	附則 第20条の 2 第1・2項	4,100円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の 同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農林 水産業に従事しない人									
	県民税の所得割額の納付を要しない人 (同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない)	条例 第165条 第1項 第4号	5,500円	附則 第20条の 2 第1・2項	2,700円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の 同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農 林水産業に従事する人									
県民税の所得割額の納付を要しない人の 同一生計配偶者又は扶養親族										
第一種銃猟	県民税の所得割額の納付を要する人	条例 第165条 第1項 第1号	16,500円	附則 第20条の 2 第1・2項	8,200円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の 同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農林 水産業に従事しない人									
	県民税の所得割額の納付を要しない人 (同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない)	条例 第165条 第1項 第2号	11,000円	附則 第20条の 2 第1・2項	5,500円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	
	県民税の所得割額の納付を要する人の 同一生計配偶者又は扶養親族のうち、農 林水産業に従事する人									
県民税の所得割額の納付を要しない人の 同一生計配偶者又は扶養親族										
第二種銃猟	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける人	条例 第165条 第1項 第5号	5,500円	附則 第20条の 2 第1・2項	2,700円	附則 第20条 第1項	全額免除	附則 第20条 第2項	全額免除	

※1 登録申請前1年間に、鳥獣による生活環境・農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受け(附則第20条の2第1項)、又は許可を受けた者の従事者(附則第20条の2第2項)として、捕獲に従事した実績がある者。

※2 市町村長から指名又は任命を受けて、対象鳥獣の捕獲に従事する者(市町村の非常勤職員)。

※3 登録時に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であり、かつ申請前1年間に県が行う事業を受託した法人において、捕獲等に従事した実績がある者。